



問い合わせ 人権・男女共同推進課 ☎9136

生理用品の無償配布

さまざまな事情で生理用品を用意することが難しい人に、防災備蓄品を活用して、無償で配布しています。

受取方法

- ①市ホームページの「生理用品配布事業」の画面を示すか、プリントアウトして提示する。
※提示用として市役所1階トイレ（2カ所）にも「さんかちゃんカード」を設置しています
- ②各窓口に掲示している「さんかちゃん」を指さす。
※詳しくは、市ホームページを確認するか、人権・男女共同推進課に問い合わせてください

生理に関するアンケート調査を実施しています

無記名で項目も少なくしています。インターネットで「廿日市市 人権 生理」と検索、または右の二次元コードから。ぜひご協力ください。



●市内小中学校で児童・生徒を対象とした支援

市役所と同じ期間に配布事業を行います。学校の保健室へ相談に訪れた児童・生徒に、必要に応じて配布しています。

問い合わせ 学校教育課 ☎9207

山崎本社 みんなのあいプラザの一部施設の利用停止

問い合わせ ・工事に関すること 福祉総務課 ☎9151
・施設予約に関すること 山崎本社 みんなのあいプラザ ☎0294

利用停止期間など

	～7月	8月	9月	10月	11月～
1階(多目的ホール)	利用可能	利用可能 ※騒音・振動あり		利用可能	
2階(多目的ホール・講座室以外)	利用可能	利用可能 ※騒音・振動あり	利用停止		利用可能
3階(講座室)	利用可能	利用可能 ※騒音・振動あり	利用停止		利用可能

全市のな福祉ネットワークの中心となる相談支援拠点の整備のため、7月から山崎本社みんなのあいプラザ内の改修工事を行います。
工事期間中、騒音や振動によって利用に影響が生じる施設があるため、一部施設の利用を停止します。施設の利用予約をする際は注意してください。
工事期間 7月～令和4年3月末(予定)

国民年金保険料の免除申請

問い合わせ 保険課国保年金グループ ☎9159

免除された場合の保険料

	保険料(月額)	
(免除なし)	(16,610円)	
全額免除	0円	
一部免除	4分の3免除	4,150円
	半額免除	8,310円
	4分の1免除	12,460円

※一部免除期間に、規定の納付額を納めなかった場合、一部免除は無効となります

国民年金は、20歳～60歳になるまで保険料を納めなければなりません。経済的な理由で保険料を納めることができないときは、申請者本人、配偶者および世帯主の令和2年中の所得に応じて保険料が免除される制度があります。
6月まで免除が承認されている人で、今年度も引き続き免除を希望する人は、7月1日(木)以降に申請してください。
ただし、6月までに全額免除または納付猶予が承認された人で、継続審査を希望した人は、7月以降の申請は必要ありません。
また、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が相当程度まで下がった人は、臨時特例措置として、国民年金保険料免除申請が可能です。本人申告の所得見込額を使った手続きが必要です。
※申請の対象は令和2年2月分から

※納付猶予は、申請者本人と配偶者の令和2年中の所得に応じて判定します
※申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できます

産前産後期間の免除

産前産後期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

対象 「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月以降の人

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産した人を含む)

申請期間 出産予定日の6カ月前から**申請に必要なもの**

・年金手帳
・マイナンバーと本人確認ができるもの
申請時期によって、次のものが必要です。

出産前に申請する場合

親子(母子)健康手帳などの出産予定日が分かる書類

出産後に申請する場合

原則不要。被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書などの親子関係が分かる書類

死産の場合

死産証明書、死胎埋葬許可証など

医療機関での支払い軽減

問い合わせ 保険課国保年金グループ ☎9159
保険課医療グループ ☎9160

医療機関の窓口には「限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関の窓口で支払う1カ月分の医療費が一定の金額(自己負担限度額)までとなるほか、入院時の食事代が軽減されます。
原則、申請した月の初日から適用されます。

※入院時の食事代の軽減は、市民税非課税世帯の加入者に限りです

交付の条件
国民健康保険の場合
国民健康保険の滞納のない世帯で、次のいずれかを満たす人
・70歳未満の加入者
・70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者

・70歳～74歳の市民税課税世帯の加入者で、医療機関窓口での負担割合が3割の人(一部、交付が必要ない人もいます)

後期高齢者医療制度の場合
次のいずれかを満たす人
・市民税非課税世帯の加入者
・医療機関窓口での負担割合が3割の加入者(一部、交付が必要ない人もいます)

認定証の申請に必要なもの
被保険者証

・本人確認できるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)
・印鑑(ゴム製不可)(後期高齢者医療制度では不要)
※国民健康保険加入者が、転入などで本市で所得状況の確認ができない場合は、世帯主と世帯内の国民健康保険加入者の住民税課税台帳記載事項証明書の提出が必要です

◆長期入院の食事代
減額認定証の交付を受けた後の期間で、申請する日を含め過去1年間の入院日数が91日以上の人、申請によりさらに食事代が減額されます。

※すでに最大まで減額されている人はそれ以上減額されません

◆食事代の減額申請に必要なもの
領収書など入院日数を確認できるもの

・限度額適用・標準負担額減額認定証

・印鑑(ゴム製不可)(後期高齢者医療制度では不要)

※保険診療で療養病床に入院している場合も、食事・居住費が軽減されます

申請窓口
市役所1階保険課、各支所担当窓口

申請に必要なもの

- ・年金手帳
- ・離職票または雇用保険受給資格者証